

春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の
作成及び無償提供に関する確認書

春日部市（以下「甲」という。）と◆◆◆◆◆（以下「乙」という。）とは、次の条項により、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の作成及び無償提供に関する確認書を締結する。

（目的）

第1条 乙は、春日部市の市民サービスの向上と経費の節減に寄与するため、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）を製作及び甲への無償提供を行い、甲は、当該窓口用封筒を使用する。

（窓口用封筒の規格）

第2条 春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領に定めるとおりとする。

（窓口用封筒の納品）

第3条 春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領に定めるとおりとする。

（掲載できない広告の範囲及び広告の掲載順位）

第4条 春日部市広告掲載要綱、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供に関する基準、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領によるものとする。

（広告の掲載順位）

第5条 春日部市広告掲載要綱、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供に関する基準、春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領によるものとする。

（制作上の注意事項）

第6条 乙は、広告の募集にあたって、甲が募集を行っているかのような誤解を広告主に与えてはならない。

2 乙は、広告内容、納品方法について、事前に甲と協議し、甲の承諾を得てから窓口用封筒を作成するものとする。

（市の指定する内容の掲載）

第7条 乙が無償提供する窓口用封筒には、広告のほか、甲が指定した内容を掲載しなければならない。

（窓口用封筒の使用期間）

第8条 春日部市広告掲載市民課及び税務関係課窓口用封筒の無償提供者募集要領によるものとする。

(責務等)

第9条 乙は、窓口用封筒の製作及び広告について責任を負うとともに、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 苦情があったときは、適切かつ迅速に誠意をもってその処理にあたるものとする。
- (2) 掲載された広告主に問題が生じたときは、速やかに当該窓口用封筒を回収し、代替の窓口用封筒を無償提供しなければならない。
- (3) 甲は、窓口用封筒の使用について支障があると認めるときは、使用を中止するものとする。

(その他)

第10条 この確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この確認書につき、甲及び乙が承諾していることを証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
春日部市
春日部市長 岩谷 一 弘

乙